

岩手県告示第289号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 二戸市浄法寺町清水尻44の6から44の8まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅